

4 定款の作成

農事組合法人の場合は農林水産省の農事組合法人定款例を、株式会社の場合は市販されている記入式の定款を参考に作成します。

(1) 定款の記載事項

①絶対的記載事項

定款の絶対的記載事項は、定款に必ず記載する必要があり、そのいずれの記載事項を欠いても定款全体が無効になります。

《株式会社》 会社法第 27 条

《農事組合法人》 農業協同組合法第 72 条の 11 第 1 項

②相対的記載事項

定款の相対的記載事項は、必ずしも定款に記載する必要はありませんが、定款に定めていなければ効力を生じない事項をいいます。主なものは以下のとおりです。

《株式会社》 会社法第 28 条

- (1) 金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数
- (2) 株式会社成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
- (3) 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称
- (4) 株式会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料等法務省令で定めるものは除く）

《農事組合法人》 農業協同組合法第 72 条の 11 第 2 項

- (1) 組合の存立時期を定めたときはその時期
- (2) 現物出資する者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数

③任意的記載事項

定款に記載するかしないかは、法人の自由とされている事項です。

(2) 定款の認証

株式会社の場合、定款が法律上正当に作成されているかどうかを、公証人の認証を経た上でないと法務局で設立登記できません（会社法第 30 条第 1 項）。

認証にあたっては、設立しようとする会社の本店所在地を管轄する法務局または地方法務局に属する公証人が行うこととなります（公証人法第 62 条の 2）。

なお、農事組合法人の場合は必要としません。